

「介護職員等特定処遇改善加算」について

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充もふくめ、これまで数次にわたる取組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・「処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか」を算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・賃金改善以外の処遇改善の取組内容の「見える化」を行っていること

◆「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件にある「見える化」に関しては、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容の公表を想定しており、介護サービス情報公表制度の他にも、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとされています。

見える化要件についての当社の具体的な取組み内容は以下の通りです。

	職場環境要件項目	当社としての取組
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入し、実務者研修や喀痰吸引研修等の受講料等の補助、勤務シフトの調整ならびにその為の代替人員の確保等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。
腰痛を含む心身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	雇用管理や労働環境改善のための研修を実施するとともに、職員会議等においても随時必要な情報共有や指導等を行っております。
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	生産性向上のため業務手順書等を作成したり、適宜必要な改善を行うなど情報共有や作業負担の軽減に努めています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	定例の会議以外にも随時必要なミーティングを行ったり、ICTを活用して情報共有を行い、勤務環境や支援内容の改善に努めています。

※障害福祉サービスに係る「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」についても同様となっております。